

議案第48号

西脇市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月7日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

## 西脇市手数料条例の一部を改正する条例

西脇市手数料条例（平成17年西脇市条例第92号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
手数料を徴収する事務	金額	手数料を徴収する事務	金額
(略)		(略)	
住民票又は除かれた住民票の記載事項に関する証明	1件につき 300円	住民票又は除かれた住民票の記載事項に関する証明	1件につき 300円
(削る)		<u>個人番号カードの再交付</u>	<u>1件につき 800円</u>
(略)		(略)	

### 附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。